

1 開国

*万国公法（近代国際法）

- ・文明 …………… 欧米（白人・キリスト教国） → 対等の国交
- ・野蛮 半未開… 中国・日本など → 不平等な国家関係の強制 → 植民地化
- 未開…… アフリカなど → 軍事的征服・併合

(1853) ペリーの来航～ (1858) 安政の五か国条約

- ・半未開国である日本に、軍事的圧力を背景として不平等条約を強制。
- ・開国和親 V S 尊王攘夷の対立



2 明治維新

- ・「尊王攘夷」を掲げた、薩長を中心とする下級武士層による倒幕運動
↓
- ・新政府は成立と同時に攘夷から開国和親へ転向 → 攘夷派の粛清
- ・(1868) 五箇条の誓文 → 万国公法遵守を宣言
- ・列強諸国との関係から、近代国民国家・資本主義の育成の必然化
- ・「王政復古」と「文明開化」 ⇒ 復古を掲げて近代化政策を推進

(史料)

* 森鷗外 『津下四郎左衛門』 1915 (大正四) 年発表

「歴史の大勢から見れば、開国は避くべからざる事であった。攘夷は不可能の事であった。智慧のある者はそれを知っていた。知っているでそれを秘してゐた。衰運の幕府に最後の打撃を食はせるには、これを責むるに不可能の攘夷を以てするに若くはないからであった。此秘密は群衆心理の上には少しも滲徹してゐなかつたのである。

開国は避くべからざる事であった。其の避くべからざるは、当時外夷とせられてゐたヨオロッパ諸国やアメリカは、我に優った文化を有してゐたからである。」

* ハリス 1857年2月7日の日記

「いまや私がいとしさを覚え始めている国よ。この進歩はほんとうにお前のた

めの文明なのか。この国の人々の質朴な習俗とともに、その飾りけのなさを私は賛美する。この国土のゆたかさを見、いたるところに満ちている子供たちの楽しい笑い声を聞き、そしてどこにも悲惨なものを見出すことができなかった私は、おお、神よ、この幸福な情景がいまや終わりを迎えようとしており、西洋の人々が彼らの重大な悪徳をもちこもうとしているように思われてならない。」

* 西郷隆盛 「文明と野蛮」『南洲翁遺訓』（西郷隆盛全集）

文明とは道の普く行わるるを賛称せる言にして、宮室の荘嚴・衣服の美麗・外観の浮華を言うにはあらず、世人の唱うる所、何が文明やら何が野蛮やら些とも分らぬぞ。予嘗て或る人と議論せしことあり。西洋は野蛮じゃと云いしかば、否文明ぞと争う。否、野蛮じゃと畳みかけしに、何とそれ程申すことにやと推せしゆえ、実に文明ならば、未開の国に対しなば慈愛を本とし、懇々説諭して開明に導くべきに、左は無くして未開蒙昧の国に対するほどむごく残忍の事を致し、己を利するは野蛮じゃと申せしかば、其の人、口をつぼめて言無かりきとて笑われける。

3 対外政策の基調

- ・「万国対峙」・「万国公法遵守」→欧米と対等の立場に立つ
- ・脱亜入欧
欧米:文物の移植（文明開化）・協調外交
アジア:（朝鮮・中国）＝半未開国⇒侵略・植民地化
- ・（1873）明治六年政変⇒脱亜・入欧路線に純化

（史料）

* 宮崎滔天「支那留学生に就いて」1906年（『滔天全集』第一巻）

「寄語す我が日本の当局者、政治家、教員、商人、下宿屋主人、下女、掏兎（スリ）、窃盗、淫売婦諸君よ、諸君が日夕豚尾漢（チャンコロ）として軽侮し、嘲笑し、詐取し、貪絞し、誘惑する支那留学生は、将に來らんとする新支那国の建設者也。彼等は今垢を含みて諸君の侮辱を甘受しつつあり。然も心中豈に一片慊焉（ケンエン）の情なからんや。彼等を侮辱するは彼等の侮辱を買ふ所以也。而して侮辱の交換は鬭争に終るを知らずや。殊に支那の強大を恐るるの士人は深く思を此処に致して可也」

『戦争と基層民一天皇制国家の円環』渡辺京二

「戦前社会のもっとも見やすい特徴のひとつは、それが基底に強烈な排外的好

戦主義の衝動を滞留させているような社会だということにあった。……
天皇のもとではすべての国民は平等に臣であるという論理によって明治国家
は辛うじて近代国民国家の形態をとりえたのである。」

4 国体観念の形成と浸透

① 「町」「村」共同体の破壊と復活

- ・ (1871) 大区・小区制 → (1878) 郡区町村編制法
中央政府 → 府知事・県令 → 区長 → 戸長 → 住民



内務大臣 → 府県知事 → 郡区長 → 戸長 ⇄ 住民

② 神道の祭祀王としての天皇の創出

- ・ 祭政一致、神道国教化政策の挫折



- ・ 皇室神道の創出

皇室祭祀施設の創建（宮中三殿）、皇室祭祀の創出（大祭・小祭）

- ・ 国家による神社制度の整備

伊勢神宮と神宮祭祀の整備

社格の制定（官幣社・国幣社・府社・県社・郷社・村社・無格社）

③ 皇室祭祀の国民生活への浸透

- ・ 祝祭日の制定（1873.10 太政官布告）

1/3 元始祭、1/5 新年宴会 1/30 孝明天皇祭、2/11 紀元節（建国記念日）、
4/3 神武天皇祭、9/17 神嘗祭（敬老の日）、11/3 天長節（文化の日）、
11/23 新嘗祭（勤労感謝の日）、

以後、春秋二季の皇霊祭（春分日・秋分日）、12/25 大正天皇祭が加わる

→ 神社や学校を初めとして様々な場所で国民が皇室祭祀をともに祝う行事
が定着

→ 皇室祭祀を基軸に、各地の神社の祭祀を組み込みつつ、新たな伝統を創
造

④ 国家神道の形成

- ・ 神社神道は宗教ではなく、神社は国家の祭祀を行う施設
- ・ 皇室祭祀・神社神道・国体の教義は一体として国家神道を構成。

- ・創唱宗教系の神道は教派神道とよばれ宗教団体として公認
→黒住教・天理教など 13 派

⑤ (1889) 大日本帝国憲法

- ・天皇＝万世一系、神聖不可侵の神権天皇制
- ・信教の自由←「臣民ノ義務ニ背カサル限り」
- ・「公」の世界＝国家神道、「私」の世界＝諸宗教の二重構造の確立

⑥ (1890) 教育勅語

- ・天皇及び国体の教義への無条件の忠誠を要求
→学校での教育勅語の奉読 (1890～)・君が代の斉唱 (1893～)

- ・(1891)「小学校に於ける祝日大祭日の儀式に関する規定」発布
天皇崇敬の学校行儀の整備 (御真影・教育勅語・君が代・唱歌)

- ・学校行事のなかの天皇・皇室崇敬
神社参拝、修学旅行、参宮旅行
戦争に関する儀礼→必勝祈願、靖国神社臨時大祭、招魂社祭
御大葬・御大典・御成婚等皇室行事への参与
朝拝・朝礼・遥拝
皇室の歓送迎・行幸啓行事

⑦ 靖国神社

- ・(1869) 東京九段に招魂社設置→戊辰戦争の官軍側死者を慰霊
- ・(1872) 陸軍省・海軍省の共同所管施設となる。
- ・(1877) 靖国神社と改称 (別格官幣社)
- ・(1895) (1898) 日清戦争の戦没者合祀の臨時大祭に天皇が「親拝」
- ・(1905) (1906) 日露戦争戦没者合祀の臨時大祭と「親拝」
陸海軍の参加部隊による凱旋観兵式、凱旋観艦式後に公式参拝
→以後、この公式参拝日が靖国神社の春秋の例大祭日となる。
- ・戦死者の合祀は御大葬と並んで国家神道の最も厳粛な儀礼

5 侵略と戦争

*靖国神社合祀祭神数

| | |
|-----------------------|------------------|
| 戊辰戦争 (1868～69) | 7,751 |
| 西南戦争 (1877) | 6,971 |
| 日清戦争 (1894～95) | 13,619 |
| 台湾征討 (1895) | 1,130 |
| 北新事変 (1900) | 1,256 |
| 日露戦争 (1904～05) | 88,429 |
| 第一次世界大戦 (1914～18) | 4,850 |
| 済南事件 (1928) | 185 |
| 満州事変 (1931～33) | 17,176 |
| 支那事変 (1937～45) | 191,250 |
| <u>大東亜戦争(1941～45)</u> | <u>2,133,915</u> |
| 合 計 | 2,466,532 |

(平成 16 年 10 月 17 日現在)

靖国神社「戦役事変別合祀祭神数」より